

放送普及基本計画の一部変更案への御意見と総務省の考え方

No.	意見提出者	提出された御意見	総務省の考え方
1	個人	<p>次のように改正を提案します。</p> <p>a 衛星系を活かして全国を対象とした報道を提供する放送。</p> <p>b 衛星系を活かして全国を対象とした娯楽・教養・教育を提供する放送。</p> <p>(C) (B)の放送について、次に掲げる事項に取り組むものとする。</p> <p>a 全国又は一部地域で地上系によるテレビジョン放送が災害・保守点検等により放送出来ない場合、衛星系を通じて地上系によるテレビジョン放送が放送できない地域向けの番組を提供すること。</p> <p>b 多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めること。</p> <p>c 日本国の領土・領海・領空の内、地上系によるテレビジョン放送の受信が困難な地域・海域・空域を走行・航行する車両・船舶・航空の乗客・乗務員に向けて放送を提供すること。</p> <p>d 国会は生放送且つ無編集で(B)aの放送で中継する義務を持つこと。</p> <p>e 高精細度テレビジョン放送の他にマルチ編成による放送も積極的に行うこと。</p> <p>(D) (B)a・bの放送は、(イ)の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送が終了するまでは、協会の地上系によるテレビジョン放送(デジタル放送以外の放送)の難視聴の状況を踏まえて必要に応じ難視聴解消のための放送番組を報道番組は(B)aで、娯楽・教養・教育番組は(B)bで放送するものであること。</p>	<p>1 NHKの放送番組の編集については、放送法第44条において、豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させることによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うことや、我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすることが求められているため、このことを踏まえ本変更案を作成しています。</p> <p>2 なお、NHKは、平成21～23年度経営計画で、新BS1において報道・情報番組を、新BS2において教養・娯楽番組を中心に放送する方針を示しています。</p>
2	個人	<p>■「難視聴解消を目的とする放送(高精細度テレビジョン放送)」を、二系統どれかの中に含めることを要望します。NHKとはいえども、平成23年7月24日までに、デジタル中継局の置局数が、アナログ中継局並みの数を確保することができない。NHK総合・教育さえ、地上波が全く映らない地域へのサービスは依然、確保されなければなりません。NHK総合・教育が、げんに、ハイビジョン放送を行っている。ですから、難</p>	<p>1 NHKが自ら放送する2チャンネルにおいて難視聴解消のための放送を行わないのは、難視聴対策のための放送が、本年(2010年)3月開始予定の暫定的難視聴対策事業(※)により実施され、NHKの地上放送の総合テレビジョン放送及び教育テレビジョン放送が放送</p>

		<p>視聴区域へのサービスもまた、ハイビジョン放送を行うのは当然といえましょう。</p> <p>■ 「高精細度テレビジョン放送」二波で、「標準テレビジョン放送」を終了させる案ができたことは、評価したいと思います。現行NHK衛星第二の番組が、DVDソフト（セル・レンタル）を超える画質では放送されない。映像ソフト産業の商売に利用されかねない状態は、NHKの商業化を意味することになります。受信料を正直に払ってきたイチ国民の感情としては、むしろ、DVDを超える画質の放送を当然と考えます。</p>	<p>されるためです。</p> <p>この暫定的難視聴対策事業では、NHKのみならず民間放送事業者も含めて難視聴対策のための放送を行うことから、周波数事情の観点から高精細度テレビジョン放送によることが困難なため、標準テレビジョン放送により実施することとしています。新BS1及び新BS2においては、従来の標準テレビジョン放送ではなく、ともに高精細度テレビジョン放送で放送することができるようになります。</p> <p>2 賛成意見として承ります。</p> <p>(※) デジタル放送への全面移行に際し、暫定的に放送衛星を用いた地上系の放送番組の同時再送信を行い、円滑なデジタル化移行に資することを目的とする事業で、平成27年3月末までの5年間放送を行います。</p>
3	個人	<p>NHKのチャンネル数を減らさないください</p> <p>本日の朝日新聞によると、NHKがBSチャンネル数を1つ減らすということを総務省でも報告されているとの記事がありました。</p> <p>対象とされているBSHiチャンネルは当初ハイビジョン放送普及のために新設され、この度のデジタル放送開始とともに全チャンネルでハイビジョン放送可能となるため役目を終えるとのことですが、現在民放との視聴率競争、受信料獲得のためNHK放送が低俗化していくなかで、NHKの伝統的で質の高い番組の放送を続けているのは正にBSHiチャンネルです。チャンネル数減は優良な番組の縮小や廃止に繋がる懸念があります。現行チャンネルの深夜帯移行などの方法も予想されますが、BSは地上波の難視聴地域解消の目的もあるので地上波の教育テレビ放送も同様に放送する義務があるため困難</p>	<p>本変更案は、単純にNHKのチャンネル数を削減するものではなく、これまで3チャンネル中1チャンネルであった高精細度テレビジョン放送を2チャンネルとし、いずれもBS放送独自の編成を行えるようにするもので、公共放送がより豊かで良い放送番組を実現することに資すると考えます。なお、地上波の難視聴対策については、暫定的難視聴対策事業により実施することとしています。</p>

		<p>だと存じます。</p> <p>かつてNHKの拡大路線がマスコミで批判された経緯がありますが、このままでは視聴料を払って公共放送の維持を願う視聴者が地上波放送の焼き直しとスポーツしか見られず、質の高い放送を見る機会を失ってしまいます。</p> <p>NHK自体が縮小すると言っているものを意見するのは困難かもしれませんが、新聞にあるように総務省も関係していらっしゃるのでしたら、監督官庁としてご検討と働きかけをお願い申し上げます</p>	
4	日本放送協会	<p>NHKは、平成23年以降の衛星放送について、「平成21～23年度NHK経営計画」の中で、平成23年の完全デジタル化とともに1波削減し、ハイビジョン2波に再編成した放送とすることを検討すると掲げています。今回の放送普及基本計画の変更案は、これを可能にするものと受け止めています。変更案どおり決定されれば、NHKは、新BS1では報道・情報番組を中心に、また新BS2では教養・娯楽番組を中心に、高画質・高音質の魅力あふれる放送の一層の充実に努めていきます。本年7月のNHK受信実態調査によれば、まだ380万程度の世帯がアナログ放送をご覧になっていると推計されます。NHKは、BSアナログ放送の終了について、放送などにより十分な周知を行うとともに、デジタル放送に円滑に移行していただけるよう様々な取り組みを進めていく考えです。NHKのこれらの取り組み及びBS放送に係るデジタル技術研究成果の実用化等に当たっては、国においても必要に応じ適切な措置を講じられるよう要望いたします。</p>	賛成意見として承ります。
5	個人	<p>3点あります。(1)この変更の目的は何か (2)NHKは国とは独立した組織であり、上限を定めることは報道統制に当たるのではないかと (3)「放送普及基本計画」は役目を終えているのではないかと</p> <p>(1)について。</p> <p>この変更の目的は何でしょうか?チャンネル数の削減は、誰の要求に基づくものでしょうか?NHKの視聴者からどのような求めがあったのでしょうか?</p>	<p>(1) NHKの保有する衛星チャンネルの在り方を、放送の完全デジタル化を控えて、放送の必要性や周波数事情等を踏まえて見直した結果、本変更案のようにNHKに放送させることが、多様化・高度化する放送需要に応え、放送の最大限の普及に資するものと考えたためです。</p> <p>(2)及び(3) 放送の実施には有限希少な周波数の利用が</p>

		<p>(2)について。</p> <p>行政機関である総務省が国とは独立した日本放送協会のチャンネル数や放送内容に介入するのは、国家と報道機関の独立性を侵していることになりはしないでしょうか？国家と報道機関の独立性という観点で、チャンネル数の増減や放送内容の変更は日本放送協会の判断で実施されるべきです。NHKは他の民放局とは位置づけが異なりますので、国民の安全を守るための放送を義務付ける意味で、最低ラインを定めることは必要と考えますが、チャンネル数や放送内容に上限を定めるのは報道統制以外の何物でもありません。</p> <p>(3)について。</p> <p>BSによる地デジ再送信（セーフティネット）の登場によって、BS1がその役目を終えようとしていること、BS放送およびBSデジタル放送の普及を目的としたBS-hiがその役目を終えようとしていることは理解できます。それにともない、NHK-BSのチャンネル数削減、BS-hiの廃止という案に至ったもの察します。しかしながら、そもそも、衛星放送およびデジタル放送の普及を目的とした「放送普及基本計画」そのものがその役目を終えているのではないのでしょうか。「放送普及基本計画」を廃止し、NHKに求める最低ラインについて、別途定めるのが適当と考えます。NHK-BSの3チャンネル構成はすでに数多くの視聴者が慣れ親しんでおり、チャンネル削減時には混乱が予想されます。総務省が国民を混乱に陥れることはないものと確信しております。</p>	<p>必要となることから、放送用に割り当てることができる周波数や放送に関する技術の発達及び需要の動向等を踏まえ、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的な事項や放送番組の数の目標等を定めた計画が必要となるものであり、放送法第2条の2において総務大臣が放送普及基本計画を定める旨が規定されています。</p> <p>なお、チャンネル削減に関する周知が視聴者の方々に対し十分に行われるよう、注視してまいります。</p>
6	東京都地域婦人団体連盟	<p>外部の人材や企画を活用することを明記したことで、何よりも魅力ある日本製のコンテンツを増加させることが期待される。コンテンツの海外のプロスポーツ中継などへの依存を減らす効果、既存コンテンツ再送信の頻度の減少効果も期待したい。外部との交流に当たっては、低迷する民間放送の番組の質の向上に繋がるような人材の育成を図っていただきたい。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>
7	日本民間放送連盟	<p>● 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民放のBSデジタル放送はすでに、「高精細度テレビジョン放送を中心」と規定されており、NHKのハイビジョン放送2チャンネル体制への再編によって、BSデジタル 	<p>本変更案の方針については、賛成意見として承ります。</p> <p>コンテンツの外部調達については、今後の動向について十分に注視していきたいと考えています。</p>

		<p>放送全体がハイビジョン中心となることは、高画質に対する視聴者ニーズの高まりに応える適切な措置であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年以降のNHK衛星放送の在り方は、昨年秋に公表された「平成21～23年度 NHK経営計画」で大枠が示されているが、今後NHKは、国民・視聴者に対し新BS1、新BS2の番組・サービスの具体像を示し、議論を喚起することが重要であると考えます。その中で民放事業者は必要に応じて意見を表明することとしたい。 ・ NHKの衛星放送のチャンネル削減を実質的なものとするには、ハイビジョンによる「2系統」の放送を堅持することが大前提である。そのうえで、BS民放との適正な競争関係を維持するよう、衛星放送関連経費の削減や効率化をいっそう進めることが不可欠であると考えます。 <p>● コンテンツの外部調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新「BS2」の役割として、「外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用」することが期待されている。独占的な受信料財源で運営されるNHKが制作機会の門戸をさらに開放するのであれば、NHKと外部制作事業者の新たな関係や、それによる民放事業への影響を注視していく必要があると考えます。 	
8	BS朝日	<p>NHKのBSデジタル放送について、放送普及基本計画の規程に沿ってチャンネル数を削減し、「新BS1」と「新BS2」の2チャンネルに再編することは適切と考える。</p> <p>NHKの新BS2チャンネルは、BS民放の無料広告放送及び有料放送との「3元体制」が健全な発展を遂げるよう十分に配慮することが必要だ。例えば、「総合編成」に名を借りてBS民放と同じ番組を同じ時間帯に放送するような番組編成は、全体調和の観点からも適正とは思えない。健全な競争関係を維持するためにも、NHKの具体的な番組内容を議論する場を設けるよう求めたい。</p>	<p>本変更案の方針については、賛成意見として承ります。</p> <p>NHKの具体的な番組内容を議論する場を国として設けることは考えておりません。</p>
9	BS日本	<p>条文の「注1」「注2」で示されている外部制作委託率等の具体的な数値目標は、放送事業者の編成権を侵し、表現の自由に介入するものと考えます。放送番組の編成・制作は従来どおり放送事業者の自主自律に委ねるべきである。</p> <p>地上波テレビジョン放送向け難視聴対策は暫定的な衛星利用で対応し、それが終了する</p>	<p>本変更案の数値目標は、制作の過程において、NHK自ら制作することに加えて外部制作事業者も活用することを求めているのであって、放送番組編集の自由を制約するものではありません。</p>

		<p>までの間に必要に応じて見直すこととなっている。見直しに際しては、チャンネル削減の意味を十分に尊重することを要望する。</p>	<p>なお、NHKのBS放送の在り方については、暫定的難視聴対策事業が終了するまでの間に、総合的な検討を行い、必要に応じて本計画を見直すこととしています。</p>
10	日本テレビ	<p>外部制作事業者との共同制作などに関する数値目標について</p> <p><意見> 当該箇所は削除すべきと考える。</p> <p><理由> 放送番組は放送事業者が自主自律的に編成・制作するものであり、外部制作事業者との番組制作は各放送事業者が以前から適宜おこなっていることである。 努力目標とはいえ、数値目標を課すことは、放送事業者の編成権の侵害を意味し、憲法で保障された「表現の自由」を脅かすものとする。</p>	<p>本変更案の数値目標は、制作の過程において、NHK自ら制作することに加えて外部制作事業者も活用することを求めているのであって、放送番組編集の自由を制約するものではありません。</p>